

守ります街の安全110番
1月10日は110番の日です
緊急通報は110番、
相談電話は「#9110」に!

110番を正しく利用していただくために、毎年1月10日を「110番の日」と定めています。

《110番は緊急通話用ダイヤルです》

皆さんからの通報で警察がいち早く事件・事故を知ること、犯人の検挙や被害者の救護などに的確に対応できます。事件や事故などに遭ったり、見たりしたら、ためらわず110番へ通報してください

《110番のかけ方のポイント》

- ① 何があったのか
- ② 何日の何時のことか
- ③ 場所の目標となるものは
- ④ 犯人の特徴は
- ⑤ 事件・事故の概要は
- ⑥ 自分は誰で、事件・事故との関係は
- ⑦ 連絡手段は



《携帯電話で110番をする場合》

車で移動しながらや歩きながらの通報は、通話が途切れることがありますので控えてください。また、車を運転しながらの通報は法令違反となりますので、車を安全な場所に停止して通報をお願いします。

《聴覚など障害者用メール110番》

耳や言葉の不自由な方が携帯電話のEメール機能を利用して警察への緊急通報ができるシステムが「メール110番」です。

通報するときは、必ず「場所の詳細」、「メールアドレス」を入力してください。

携帯電話からのアクセスは

<http://www.police.pref.hokkaido.jp/keitai.html>

※ メールの利用には、携帯電話の通信料がかかります。

《困りごと相談や各種照会などは「#9110」か最寄りの警察署などへ》

相談や警察業務に関する意見・要望は、短縮ダイヤル「#9110」警察相談専用電話をご利用ください。

※ ダイヤル回線電話、IP電話等で短縮ダイヤルが利用できない電話機は、

旭川方面本部・・・0166-34-9110

遺失物・拾得物の届出、諸願手続に関する照会などは、最寄りの警察署又は交番・駐在所の電話をご利用ください。